

# 令和3年度 南九州市企画旅行等団体旅行（貸切バス）誘致支援事業実施要綱

## 1 目的

貸切バスを利用し、下記の助成要件を満たす南九州市内（以下「市内」という。）への企画旅行、手配旅行及び教育旅行に対し、助成を行うことにより、本市への県外からの観光客の誘客を促進する。

## 2 助成要件

以下の全ての要件を満たす**企画旅行、手配旅行及び教育旅行**を助成対象とする。

バス1台当たりの乗車人数が5名以上（添乗員、バス運転手及びガイド等の乗務員を除く。）であること。また、合宿、コンベンション（大会、会議、学会、セミナー、シンポジウム等）は除く。

- |   |
|---|
| (1) 公益社団法人日本バス協会の会員が所有する貸切バスを利用する旅行であること  |
| (2) 次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"><li>・市内の有料観光施設を利用すること（体験を含む）</li><li>・市内の食事処にて食事をとること</li><li>・市内の宿泊施設に宿泊すること</li></ul> |
| (3) 旅行実施期間が助成対象期間であること  |
| (4) 旅行出発地が鹿児島県外の団体であること。ただし、教育旅行は旅行出発地が鹿児島県内の団体であること。   |

## 3 募集時期、助成対象時期および終了報告期限

(1) 下表のとおりとする。ただし、申請期間内であっても予算に達した場合は終了する。

(2) 助成は提出書類を審査の上、先着順で決定する。書類に不備がある場合は受け付けできない場合がある。

申請期間	令和3年4月1日（木）～ 令和4年3月11日（金） <b>必着</b>
助成対象期間 （貸切バス利用日基準）	令和3年4月21日（水）～ 令和4年3月15日（火）
最終終了報告期限	令和4年3月31日（木）

## 4 申請及び助成対象者

助成金の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、受注又は手配を受けた旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けた旅行者等並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する鹿児島県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校とする。申請者が旅行者等の場合旅行者等を助成対象者とする。また、申請者が学校の場合は学校を助成対象者とする。

## 5 助成額及び助成限度額

(1) 企画旅行及び手配旅行は、貸切バス1台当たり **20,000円**とし、1助成対象者当たり **100,000円**を助成限度額とする。

(2) 教育旅行は貸切バス1台当たり **20,000円**とし、1助成対象者当たり **200,000円**を助成限度額とする。ただし、助成額予算に達し次第、締め切る。

助成金	20,000円/貸切バス1台（5名以上）あたり
助成限度額	(1) 100,000円/1助成対象者あたり（企画旅行及び手配旅行） (2) 200,000円/1助成対象者あたり（教育旅行）

※ただし、他の助成制度による助成金を受けている場合は、対象外とする。

## 6 事務取扱手順

### (1) 申請

- ・申請者は、助成申請書（第1号様式）を関係書類（行程表及び見積書）とともに、以下の申請期間内かつ出発日の20日前までに南九州市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。（期日厳守）
- ・申請は原本とする。（FAX、メール等は不可）
- ・申請者は会社・支店等の代表者とし、申請印も代表者印（公印）とする。（個人印は不可）
- ・班単位の団体は班毎に申請可能とする。
- ・申請期間内においても、助成決定額が予算額に達した場合、それ以後の助成は行わない。（先着順決定）
- ・申請期間以前到着の申請は受け付けない。

申請期間	令和3年4月1日（木）～令和4年3月11日（金）
申請先	南九州市役所 商工観光課 観光交流係 〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 担当：松崎・有菌 TEL：0993-83-2511 FAX：0993-83-2050

### (2) 助成決定

市長は、助成申請書受理後、14日以内に申請内容を審査のうえ、助成の可否の決定を行い、その旨を申請者に通知する。

### (3) 終了報告及び請求書

決定を受けた申請者は、催行が終了後30日又は令和4年3月31日のいずれか早い日に実績報告書（第4号様式）及び請求書（第8号様式）を提出する。旅行中止、催行人員減などにより助成対象となくなっただけの場合でも、終了報告書の提出を条件とする。なお最終終了報告期限は以下のとおりとする。

市長は、提出書類を審査し、適正と認められる場合は、助成金の確定通知を行う。

最終終了報告期限	令和4年3月31日（木）
----------	--------------

### (4) 助成金の支払

市長は、申請者から提出された請求書（第5）受領後、30日以内に指定の口座に振り込みを行う。

## 7 その他特記事項

- (1) 実績報告の際には、①貸切バス利用証明書（第5号様式）及び②有料施設等利用証明書（第6号様式）又は宿泊領収書の写し、③最終参加者人数を記載した資料（参加者名簿等）又は、最終の行程表を添付すること。※5・6号様式については原本提出のこと。
- (2) 申請者は、申請時点における事業計画の内容等を変更する場合は、速やかに市長へ連絡、協議するものとする。
- (3) 前項(2)の変更連絡を故意に怠った場合、決定通知書に記載された助成条件（終了報告書の提出期限を含む）を履行できない場合、又は虚偽の報告を行った場合は、助成金の減額、助成金決定の取り消しを行うことがある。また、市長が行う他の事業に関しても今後の助成を見合わせることもある。
- (4) この要綱に定めのない事項については、申請者と市長が協議して定めるものとする。